寿都町高度無線環境整備推進事業に係る工事費助成金代理受領実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、寿都町高度無線環境整備推進事業に係る工事費助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る代理受領に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　事業者　寿都町高速無線施設を運営する事業者をいう。

（要件）

第３条　助成金の交付を受けることができる者は、助成金の受領の権限を事業者に委任することができる。

（手続き）

第４条　助成金の交付に係る代理受領の適用を受けようとする者は、事業者にその旨を申し出ることができる。

２　事業者は、前項の申し出を認めたときは、当該申請者と支給申請代理受領に関する委任契約を委任状により締結するものとする。

３　事業者は、前項の委任契約を締結したときは、申請者に対して寿都町高度無線環境整備推進事業に係る工事に要した費用分の請求書を交付し、１回線につき１０，０００円を差し引いた額を領収し、これを証する領収書を交付するものとする。

（支払）

第５条　町長は、助成金の交付を決定したときは、前条第２項の委任契約に基づき事業者に当該助成金を支払うものとする。

（補則）

第６条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。